

マスク着用の考え方について

国は、令和5年3月13日以降のマスク着用について、個人の主体的な選択を尊重し、個人の判断に委ねることを基本とする方針を示しました。

これを受け、本市は換気などの基本的な感染対策を行ったうえで、以下のとおり対応します。

【市役所・公共施設等における対応】

① 来庁者

- ・マスク着用は個人の判断に委ねます。ただし、医療機関、高齢者施設等※においては、マスク着用を推奨します。

② 職員

- ・マスク着用は職員個人の判断に委ねます。ただし、窓口対応時や医療機関、高齢者施設等※で勤務する時には、マスク着用を推奨します。

※市民病院、つつじ荘、老人福祉センター、老人憩の家、高齢者活動センター、障害者福祉会館、こども発達センター、休日夜間急病診療所、休日夜間・障害者歯科診療所

【学校・放課後児童クラブ】

① 児童・生徒

- ・3月13日から3月31日まで
室内で話し合いや発言・発声などがある場合は、マスク着用を推奨します。
- ・4月1日以降
マスク着用を求めません。

② 教職員・来校者

- ・3月13日から3月31日まで
室内で発声などする場合は、マスク着用を推奨します。
- ・4月1日以降
マスク着用は、個人の判断に委ねます。

【保育所・認定こども園】

① 児童

- ・マスク着用を求めません。

② 職員・保護者等

- ・マスク着用は、個人の判断に委ねます。

なお、感染対策上又は事業上の理由がある場合には、上記にかかわらず来庁者等に対してマスク着用をお願いする場合があります。

問合先

【市役所・公共施設に関すること】

総務部行政課 課長補佐 坂 上（電話 51-2032）

【学校に関すること】

教育部学校教育課 課長補佐 夏 目（電話 51-2826）

【放課後児童クラブに関すること】

教育部生涯学習課 課長補佐 多米田（電話 51-2845）

【保育所等に関すること】

こども未来部保育課 課長補佐 大 岩（電話 51-2317）

【感染症対策全般に関すること】

健康部感染症対策室 主 幹 菅 沼（電話 39-9187）